



令和5年6月12日

東金市長 鹿間 陸郎 様
九十九里町長 大矢 吉明 様

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター

評価委員会委員長 鈴木 紀 様



意見書

地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程の一部改正について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第56条第1項において準用する第49条第2項の規定による地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第56条第1項において準用する第49条第1項の規定により令和5年4月28日付け東企医第8号で通知のあった地方独立行政法人東金九十九里地域医療センター役員報酬等規程（以下、「規程」という）の一部改正について、異論はない。

なお、委員からの個別の意見については、以下のとおりである。

- ・新たにセンター長を兼ねる理事を配置することに伴う役員報酬額の考え方については、その職務や、理事長、副センター長の報酬額との均衡などが考慮されており、適当であると思われる。
- ・規程の詳細部分について、業績連動の減額の範囲および評価の段階に応じた減額割合を示す必要がある。
- ・専任のセンター長の設置により、業務運営の更なる改善を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策関連補助金が終了したのちも、収支の黒字化を図る必要があることから、診療科別の収支等の経営分析などを早急に行っていただくことを期待する。